



# 普及センター だより

## 剪定ってなんでですか??

## なぜ、剪定するの??

皆さんの自宅に植えてある果物の具合はどうですか?  
今年の実がなりませんでしたか?  
来年も実がなりますか?

ほとんどの果物は表年と裏年があります。これを隔年結果といいます。また、隔年結果をくり返しながら生長していくと、果実のなる位置が樹の周辺に偏ってきます。もともと時間が経過すると、どんな上の方にのぼっていきます。

この隔年結果を人間が調整するために剪定をします。

## 剪定は難しい??

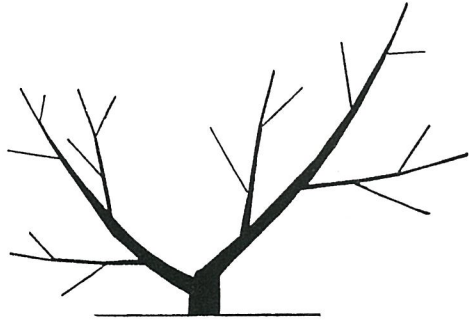
枝を切ったら、次の年に手が着けられなくなってしまう経験はないでしょうか?

でも、これは当たり前前のことです。「切ったら伸びる」が果物の常識です。どこをどれだけ切るかが問題です。それが剪定の難しいところです。

## 何を考えて

## 剪定すればよいのか??

果実のなっているところをよく観察してみてください。光の当たるところに多くなっていますか? そうなんです。樹全体に万遍なく光を当てることを考えて剪定をすればよいのです。図を参考に挑戦してみてください。



理想の樹形

## 気を付けることは??

切れば伸びますので、剪定だけではすべてを解決できません。春、新芽が伸び出す時期がポイントです。まっすぐ上に伸びる新芽が10cm位の時に掻きます。何度も出てきますので、根気よく繰り返します。3年間は伸びてきますので、必ず行って下さい。

後はどこに果実がなっているかをよく観察し、同じ条件の枝を作ってあげることで隔年結果が防げます。

今年の、11、12月が挑戦の時です。是非試してみてください。

※問い合わせ先

山武農業改良普及センター

0475-5410227

## 地域安全ニュース ストーカー 規制法の施行

平成12年11月24日よりストーカー規制法が施行されることにより、ストーカー行為が、懲役や罰金などで、罰せられるようになりました。

男女間の恋愛感情や、それによる怨みの感情を満たすことを目的に、身体の安全、住居の平穩、行動の自由が害されるという不安を覚えさせるような方法で繰り返し

- ★ つきまとい・待ち伏せ
- ★ 監視していると告げる行為
- ★ 面会・交際の要求
- ★ 乱暴な言動
- ★ 無言電話・連続ファクシミリ
- ★ 汚物等の送付
- ★ 名誉を傷つける
- ★ 性的羞恥心の侵害

を行なう行為がストーカー行為として規制され、最高で1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が課せられることになります。お困りのことがありましたら、成東警察署生活安全課または相談サポーターコーナー  
043-279110へ  
早めにご相談ください。

## ひったくりに注意!

お年寄りや女性を狙った車両利用による若者の犯罪と思われるひったくり事件が、多発しています。

これから年末に向け、現金を持ち歩く機会が多くなります。金融機関からの帰り道など、特にご注意ください。

- 〽 ひったくりにあわないために
- ★ 明るく人通りの多い道を選ぶ
- ★ バッグは車道と反対側を持つ
- ★ 自転車の前カゴには、防犯ネットや衣類などで覆いをする。

- 〽 もし被害にあってしまったら
- ★ 大声で近くの人に知らせる
- ★ 110番通報する
- ★ 犯人の特徴・逃走方向・車両のナンバー等を落着いて通報しましょう。

成東警察署 0475-8210110

